



皆様の実務経験を活かし プライバシーマーク審査員 として活躍してみませんか。

プライバシーマーク制度とは？

プライバシーマーク制度は、事業者の個人情報を取扱う仕組み“個人情報保護マネジメントシステム（PMS）”と、その運用が適正であることを評価し、その証として「プライバシーマーク®」を付与して事業活動での使用を認める制度です。
個人情報保護の意識レベルの向上、社会的信用の獲得を目的に、多くの事業者にプライバシーマークを取得いただいています。

 **1998年**に
制度運用開始

 **1,600社超**
の事業者が取得

プライバシーマーク審査員とは？

プライバシーマークの審査を行うために必要な知識と技能を有していると評価されJIPDECにより登録された方をいいます。

審査員の業務は、申請事業者のPMSの構築及び運用が、JIS Q 15001※に基づいたプライバシーマーク制度の審査基準に適合しているかを審査することです。

※JIS：日本産業規格

全国で約1,300名
が審査員として
活躍しています。



プライバシーマーク審査員にはこんなメリットが

自分のペースで
できるので、
今の仕事との
両立が可能

今の仕事の
知見を活かす
ことができる

第二・第三の
収入源になる

本業へのプラス①
専門性が高め
られ、業務の
幅が広がる

本業へのプラス②
顧客からの
信頼を獲得

審査員になるにはどうしたらいいの？ → 裏面をご覧ください。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

TEL：03-5860-7566 FAX：03-5573-0562

プライバシーマーク審査員になるには



STEP1 審査員補養成研修を受講し、「審査員補」になる

研修機関で研修コースを受講し修了試験に合格すると、審査員補になる資格が得られます。

研修機関

STEP2 実際の審査現場で実務研修を受ける

いずれかの審査機関でベテラン審査員に同行し、実際の審査業務を経験していただきます。実務研修において一定基準に達すると、審査員になるための推薦を受けられます。

審査機関

STEP3 審査員登録の申請を行い、「審査員」になる

JIPDECに申請し、評価委員会にて承認されると、審査員の資格が得られます。

JIPDEC

STEP4 審査機関と契約し、審査員として活動する

JIPDECを含む審査機関と契約を締結することで、審査業務を開始することができます。

審査機関

こんな方が活躍しています

Aさん（行政書士 としても活動）



- 審査員の業務は敷居が高く、難しいイメージを持っていましたが、実務研修での丁寧な指導で無理なく知識を習得できました。業務のスケジュールも自分で調整できるので安心しました。
- 審査員の肩書を名刺に入れることで、顧客からの信頼度アップにも繋がっています。

Bさん（中小企業診断士 としても活動）



- 中小企業診断士と審査員を両立させるために、月曜と土曜は診断士業務、火曜～金曜は審査員業務と曜日ごとに業務を割り当て、スケジュール管理を徹底しています。
- 診断士としての事業者の全体像を把握する力が、審査業務において大いに役立っています。また、診断士に求められる論理的思考力や文章力も、現地審査報告書の作成等で活かすことができます。

研修機関は全国に3機関
審査員補養成研修等を実施しています

審査機関はJIPDECのほか
全国に19機関

もっと詳しく知りたい方は

プライバシーマーク制度ホームページ
をご覧ください。 <https://privacymark.jp/>

プライバシーマーク

検索

